

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 令和2年11月30日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

太田貴雄，興津伸一郎，佐橋菊代，・橋真一朗，築地茂，藤田浩之，堀和恵，山崎透

(以上学識経験者)，近藤浩志，野末寿一(以上弁護士)，杉本尚子(検察官)，石井

浩，藤井聖悟(以上裁判官)

(説明担当者)

荒川方彰(事務局次長)，伊藤剛(首席書記官)，細井仁(次席書記官)

(庶務)

望月正一(総務課長)

4 議事内容等

今回のテーマである「家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症対策について」について、荒川事務局次長から、当庁における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する対応の経緯及び現在取られている感染防止対策について説明を行った上で、当庁内の感染防止対策の視察が行われ、これらを踏まえて、委員それぞれの立場から裁判所の対応について次のような意見等が述べられた(○は家裁委員の発言、●は説明担当者の発言である。)

○ 裁判所内での当事者の滞在時間を短くする方策の一つとして、効率的な調停運営を目指すようにしているが、当事者の協力が必要なことでもあり、全ての事件で効率的に進行できているわけではない。

当事者の中には、調停期日は裁判所で指定された日ということで、多少具合が悪くても無理して来庁する方もいると思われる。当事者に発熱等の症状があったり具合が悪そうな場合に、裁判所がどのような対応をするのか伺いたい。

- 調停等の期日呼出しの際に、体調不良の場合は申し出ていただきたい旨の案内を同封しており、当事者の方からそのような連絡があった場合には期日の変更等について柔軟に対応している。裁判所に来庁した後に体調が悪くなった場合にも、期日を無理に進めるということはず、速やかな帰宅を促すことになる。
- 電話会議による期日が積極的に利用されているというのはとても良いことだと感じた。一方で、執務室内での各職員の間や少年審判廷の各当事者の間にパーテーションやアクリル板の設置が必要なのではないかと思った。私の職場では、感染者の発生はともかく、事業継続を考えクラスターを発生させないように、マスク着用の徹底のほか、加湿器の設置や職員の座席の間にパーテーションやアクリル板を設置している。
- 当事者に義務付けることは難しいと思うが、来庁前1週間から10日間の検温を求め、その期間に平熱より高い日があった等という場合には来庁を控えていただくというような協力を求めるということも取り得るのではないか。
- 来庁者に対する対策についてはかなり神経を使われているという感想を持ったが、それに比べ、執務室内の職員に対する対応があまり進んでいないと感じた。また、これは経費がかかる話かと思うが、顔を撮影して自動的にモニターに体温が表示されるといった機器を庁舎の入口に設置することはできないか。今回のコロナ感染症は無症状、無自覚という方もいるが、そのような機器の設置には一定の効果があるのではないか。

また、労力の問題はあるが、審判廷や調停室の消毒について、午前と午後の1回ずつではなく、使用した都度消毒したほうがより万全となるのではないか。
- 庁舎自体がもともと狭い空間の中で、感染対策には工夫をされていると感じたが、特に執務室内で食事をとるのであればその時にはマスクを外すので、執務室内のアクリル板等の設置の必要性は高いのではないか。また、職員が感染した場合や濃厚接触者となった場合の対策も必要だろうと感じた。加えて、調停室などに設置されていた段ボールパーテーションについて、段ボール部分に付着したウイルスは消毒しづらいのではないかという点が気になった。
- 学校では、子供たちには日々の体温チェックや体調が悪い場合の出席停止という措置を取り、来校される方については、事前の体温測定や校舎入口での手指の消毒をしてもらう

といった対応をしている。職員に対しては、発熱の場合は解熱後72時間の出勤停止、本人又は家族が濃厚接触者となった場合は14日間は出勤を見合わせるといった通達が発出されている。一方で、そのような出勤停止となった場合に備えた日々の業務についての見直しが課題になっている。

○ 少年の身柄事件で、少年が発熱していたり濃厚接触者あるいはその疑いがあるというような場合に審判を開いたという事例はあったのか。事例が無い場合であってもそのような事態が生じたらどうするのか決まっているのか。

● 少年が発熱したが、審判当日は熱が下がっており、PCR検査結果も陰性であったため通常どおり審判期日を開いたという事例はあった。今後は少年の身柄事件では感染者であっても審判を開かなくてはならないケースというのもあると思われるので、そのような場合に備え、関係機関と調整する必要があると考えている。

○ 庁舎入口に「体調不良の方は受付に申し出てください。」などの注意書きを貼るというようなことをするのも効果的ではないかと感じた。

また、受付カウンターのビニールパーテーションについて、ビニールは付着した飛沫の拭き取りが難しく、付着したウイルスは3日程度生きているため、金銭的な問題はあるがアクリル板の方が消毒をしやすいためより確実な対策となるのではないかと感じた。

また、マスクについては、布製のマスクはエアロゾルの飛散防止という点ではあまり効果がないため、サージカルマスクや不織布のマスクを着用すべきである。換気については、冬場であっても室内で寒いと感じるくらい行う必要があるため、来庁者に対して「外でいられるぐらいの厚着でいらしてください。」というようなお知らせをするのがよいのではないか。

○ 電話会議の利用について、事務的な話であれば電話でも問題ないと思われるが調停であれば電話よりテレビ会議の方が当事者の表情が見えるためよいのではないか。

○ 私の職場でも来客対応する際にはアクリル板を利用しているが、職員に対しては身内感覚がありあまり対策をしていなかった。裁判所は、職員が感染したので閉鎖するというわけにはいかないもので、予算上の制約もあるとは思うが、クラスターを発生させないように対策をとってもらいたい。

- 家庭訪問の際に、W i - F i 機能付きのタブレット型 P C を 2 台持参し、1 台を訪問先に渡してそれで面接するということを実施している。
- 感染リスクが高まる中の一つとして「密」が言われているが、居場所の切替えといって、喫煙所や更衣室、休憩室に行ったときに気が緩み、そこで感染する可能性があると言われている。また、働き方の工夫として、密を避けるために早出勤務や遅出勤務を活用し人が集まる時間を減らすといった工夫や、不動産業界では重要事項説明を録画したビデオで行うなど、検討できることはほかにもあると思われる。

5 次回テーマ及び期日

今回は、家事調停委員の人材確保について取り上げることになり、期日は、令和3年6月24日（木）15時から17時までとした。